内閣衆質六一 第一〇号

昭和四十四年七月二十九日

内 閣 総理大臣 佐 藤 榮 作

衆 議 院 議 長 松 田 竹 千 代 殿

衆 議院 議員 池 . 田 正 之輔君提出 最 高検察庁検事 河井信 太郎に対する検察官適格審査会の審査に関

する質問に 対 別紙答弁書を送付する。

(質問の $\overset{-}{\bigcirc}$

衆 議 院 議 員 池 田 正 之 輔 君 提 出 最 高 検 察 庁 検 事 河 井 信 太 郎 に 対 す る 検 察 官 適 格 審 査

会

 \mathcal{O} 審 査 12 関 す る 質 間 に 対 す る 答 弁 書

検 察 官 適 格 審 査 会 は 内 閣 総 理 大 臣 \mathcal{O} 監 督 に 属 する ŧ \mathcal{O} とされ て **,** \ る が、 同 審 査 会 は 衆

議 とする 学 識 経 わ 豊 か 委員 織 れ

参

両

院

員

六

人

を

は

じ

め

•

験

 \mathcal{O}

き

 \emptyset

7

な

+

人

0

を

ŧ

0

7

組

さ

7

お り、 身 分 保 障 \mathcal{O} 特 に 厚 V 検 察 官 \mathcal{O} 適 格 性 \mathcal{O} 有 無を 審 査 \mathcal{O} 対 象とする ŧ \mathcal{O} で あ る 点 に か λ が

み、 内 閣 総 理 大 臣 とし 7 は 同 審 査 会 をし て、 そ 0) 立 場 12 お 1 7 慎 重、 か 0 公 正 12 そ \mathcal{O} 職 権 を

行 使 せ L 8 る 観 点 か ら、 議 決 結 果 に 0 1 7 \mathcal{O} 報 告 を 受 け る لح は 格 別 個 Þ \mathcal{O} 案 件 \mathcal{O} 審 議 経 過

等 に 0 き 逐 報 告 を 求 \Diamond た り、 ま た、 個 Þ \mathcal{O} 案 件 \mathcal{O} 審 議 に 関 L 指 示 を 与 え る ょ う なこと は 差

L 控 えることに L 7 1 るところ で あ る

本 件 質問 主意書を提 出 L た 衆 議 院 議 員 池 田 正 一之輔 君 か ら、 検 事 河井信太郎 に か か る 検 察官

適 格 審 査 申 <u>,</u> 書 لح 題 す る 書 面 が 昭 和 兀 十三 年 十二月 五. 日 検 察 官 適 格 審 査 会 に 提 出 さ れ、 同

審 査 会 に お 1 て は 同 月 + 日 \mathcal{O} 会 議 に お 1 てこ、 れ に つ きそ \mathcal{O} 取 扱 1 を 審 議 し、 近 < 再 び 会 議

を 開 いて、 そ 0) 審 議 を 続 行 する予定となって 1 る。 同 審 査 会 \mathcal{O} 構 成 及 び 性 格 に か λ が み、 不当

にこれ を 放 置 し ているがごときことは、 断 じてな **,** \ ŧ \bigcirc と考える。

三 な お、 法 務大 臣 は、 法 制 上、 同 審 査会を監督 し、 あ る 1 は、 同 審 査 会 0 所管事 項に関

して内

閣 総 理 大 臣 に 対 L て 報告をし、 その 指 示を求 め る等 \mathcal{O} 職 責 を有し な \ <u>`</u>

右答弁する。